



令和7年12月15日

## 民間空襲等被害者見舞金支給事業の実施について

世田谷区では、戦後80年となり民間空襲等被害者の高齢化が進む中、被害者に対し労りとお見舞いの気持ちを表して見舞金を支給することで、国会での法案成立を後押しするとともに、平和都市として戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和へのメッセージを発信するため、民間空襲等被害者見舞金支給事業を実施します。

### 1 主旨

戦後80年となり民間空襲等被害者の高齢化が進む中、被害者に対し労りとお見舞いの気持ちを表して見舞金を支給することで、国会での法案成立を後押しするとともに、平和都市として戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和へのメッセージを発信する。

### 2 事業の内容

#### (1) 支給の目的

心と身体に障害や傷跡が残り、長年にわたり多大な苦労や苦痛を受けている民間空襲等被害者に対し、区として戦後80年にあたり労りとお見舞いの気持ちを表すため。

#### (2) 支給対象者

昭和16年12月8日から昭和20年9月7日における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷又は罹患したことに起因する障害を現に有する者。

- ・身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、7級以上の障害を有する者。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級のうち、3級以上の障害を有する者。
- ・区長が上記に規定する者に準ずると認める者。

#### (3) 支給要件

- ・区内在住者（令和8年1月1日時点において住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者）
- ・恩給法、援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等による給付を受けていない者

#### (4) 支給内容

1人につき3万円の見舞金を支給（1回）

### 3 見舞金申請・相談や傾聴

#### (1) 見舞金申請の案内・受付

見舞金申請及び傾聴希望を受け付ける。

#### (2) 被害者の長年の心情に寄り添った傾聴

民間空襲等被害者の相談や想いについて傾聴し、内容を取りまとめる。語り部や記録を残すことを希望される方については、平和関連事業へつなげるとともに、被害者の置かれた状況に応じて相談支援機関等の紹介を行うなど必要な支援につなげていく。

#### 4 審査会

見舞金の支給に係る事実を審査するため、学識経験者、医師等からなる審査会を設ける。

#### 5 条例制定

民間空襲等被害者見舞金支給事業の実施に関する条例制定（令和7年第4回区議会定例会にて可決）と合わせて、必要な規則など、関係規程の制定等を行う。

#### 6 第一次申請期間

令和8年1月15日～3月31日

※令和8年度中に再度申請期間を設定する。

#### 7 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月15日

～3月31日 第一次申請期間

（広報紙、HP、掲示板等により周知）

5月 審査会

6月下旬 見舞金支給

7月 せたがや未来の平和館 空襲にかかる企画展

◎問合先 障害施策推進課 電話 03-5432-2385